

平成 22 年 9 月 10 日

各保険医療機関等の長 殿

古河市役所 保険年金課

古河市医療福祉費支給制度等の改正について

古河市の医療福祉費支給制度等の円滑な運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県医療福祉対策要綱等の改正により、平成 22 年 10 月から乳幼児マル福受給者の対象年齢が 6 歳児から 9 歳児まで拡大され、小児マル福（小児医療福祉費支給制度）が実施されることとなりました。

この改正に伴い、本古河市では市単独事業マル古（医療費助成制度）を下記のとおり改正いたしましたのでご連絡いたします。

記

1、制度改正の内容

項目	～平成 22 年 9 月 31 日		平成 22 年 10 月 1 日～
乳幼児マル福の名称	乳幼児マル福	→	小児マル福
乳幼児マル福の対象範囲	就学前 (6 歳に達した最初の 3 月 31 日まで)	→	小学 3 年生まで (9 歳に達した最初の 3 月 31 日まで)
乳幼児マル福の新公費負担者番号 (7 歳の誕生月の翌月から 9 歳に達した最初の 3 月 31 日まで)	なし		8 0 0 8 0 0 4 7
マル古の対象範囲	小学 6 年生まで (12 歳に達した最初の 3 月 31 日まで)	→	中学 3 年生まで (15 歳に達した最初の 3 月 31 日まで)
マル古公費負担者番号の対象者			
・ 9 0 0 8 0 0 4 5	乳幼児マル福対象外の乳幼児	→	小児マル福対象外の小児
・ 9 2 0 8 0 0 4 3	小学 1 年生から小学 6 年生まで	→	小学 4 年生から中学 3 年生まで

2、改正時期

平成 22 年 10 月 1 日診療分から

3、注意事項

(1) 中学生でマル古受給者証所持者は、平成22年10月診療分からの適用になります。

(2) 小学生でマル福・マル古公費負担者番号が下記の2桁の番号で始まる方は、受給者証が新しくなります。新しい受給者証は、有効期間の始まりが「平成22年10月1日」になります。

旧受給者証は回収しておらず、有効期限の終わりがH22年10月1日以降のものを持っている受給者がいますので、ご注意ください（新受給者証を受給するには申請が必要です。新受給者証の提示がない場合は、市役所での申請が必要である旨お伝えください）。

- ・小学生でマル古公費負担者番号が 92 で始まる方
- ・小学1～3年生でマル福公費負担者番号が 87 で始まる方
- ・小学1～3年生でマル福公費負担者番号が 88 で始まる方

※別添【対象年齢（学年）早見表】参照

(3) 小児（乳幼児）医療福祉制度の改正について、9月下旬に茨城県の通知が送付される予定です。

問合せ先

〒306-0291

茨城県古河市下大野2248

保険年金課 医療係

電話 0280-92-3111

内線2428

FAX 0280-92-7745

【対象年齢(学年)早見表】

～H22. 10. 1現在～

【対象年齢(学年)早見表】 ～H22. 10. 1現在～				9/30まで		10/1以降		改正による 変更なし	
				区分 (公費負担者番号の上2桁)	有効期間	区分 (公費負担者番号の上2桁)	有効期間		
小 1	平成 15 年 4 月 2 日	～	平成 15 年 6 月 30 日	87、88、92 ～H22.9.30まで ↓		80,90	H22.10.1～誕生月 89受給者は、誕生月の更新で、80か90に 切換え ※③	83受給者は 変更なし	
	平成 15 年 7 月 1 日	～	平成 15 年 10 月 1 日			89,90			
	平成 15 年 10 月 2 日	～	平成 16 年 4 月 1 日			80,90			
小 2	平成 14 年 4 月 2 日	～	平成 14 年 6 月 30 日	H22.10.1からは 使用不可！ ※①	↓	所得判定による ※②			
	平成 14 年 7 月 1 日	～	平成 14 年 10 月 1 日						
	平成 14 年 10 月 2 日	～	平成 15 年 4 月 1 日						
小 3	平成 13 年 4 月 2 日	～	平成 13 年 6 月 30 日						
	平成 13 年 7 月 1 日	～	平成 13 年 10 月 1 日						
	平成 13 年 10 月 2 日	～	平成 14 年 4 月 1 日						
小 4	平成 12 年 4 月 2 日	～	平成 13 年 4 月 1 日	92	～ H25.3.31	92	H22.10.1	～ H28.3.31	83、87、88 受給者は 変更なし
小 5	平成 11 年 4 月 2 日	～	平成 12 年 4 月 1 日		～ H24.3.31			～ H27.3.31	
小 6	平成 10 年 4 月 2 日	～	平成 11 年 4 月 1 日		～ H23.3.31			～ H26.3.31	
中 1	平成 9 年 4 月 2 日	～	平成 10 年 4 月 1 日		～ H25.3.31				
中 2	平成 8 年 4 月 2 日	～	平成 9 年 4 月 1 日		～ H24.3.31				
中 3	平成 7 年 4 月 2 日	～	平成 8 年 4 月 1 日		～ H23.3.31				

※① H13年10月2日～H16年4月1日生まれの子どもは、10月1日以降、『87. 88. 92』の公費負担番号の受給者証は使用できません。

旧受給者証は回収しておらず、有効期限がH22年10月1日以降のものを持っている受給者がいますので、ご注意ください。

(新受給者証を受給するには申請が必要です。新受給者証の提示がない場合は、市役所での申請が必要である旨お伝えください。)

※② H13年10月2日～H16年4月1日生まれの子どもは、10月1日以降、マル福『80. 89』になり、所得制限を越える者は、マル古『90』となります。

※③ H15年10月2日～H16年4月1日生まれの子どもは、10月1日以降、誕生月の更新でマル福『80』になり、所得制限を越える者は、マル古『90』となります。

☆ こちらの早見表は、H22年10月1日現在のもです。更新により順次公費負担番号が変わりますので、ご注意ください。

☆ データでの早見表を希望される場合は、メールで送信しますので、ご連絡ください。

☆ 受給者証の提示がない場合は、マル福・マル古の助成は出来ません。

受診月内の医療機関での精算か、後日市役所での償還払いの申請をするようご指導お願いします。

お問合せ 古河市役所 保険年金課 医療係
TEL 0280(92)3111 内線 2426、2427

◇医療福祉費公費負担者番号一覧表(平成22年10月1日現在)

区分 保険者名	地方単独事業(マル福)現物給付									市町村単独事業(マル福)現物給付						
	所得制限あり									所得制限撤廃					対象者拡大	
	児童 (7歳以上) (80)	乳児 (81)	幼児 (3歳未満) (82)	幼児 (3歳以上) (89)	母子家庭 (88)	父子家庭 (87)	重度 心身障害者 (83)	高齢重度 心身障害者 (85)	妊産婦 (86)	未就学児 (90)	小学3年生 まで (90)	ひとり親家庭 (91)	重度心身障害者 (高齢重度含む) (95)	妊産婦 (96)	小学4年生か ら小学6年生 (92)	中学生 (92)
水戸市	80080013	81080012	82080011	89080014	88080015	87080016	83080010	85080018	86080017	—	—	—	—	—	92080019	—
日立市	80080021	81080020	82080029	89080022	88080023	87080024	83080028	85080026	86080025	90080029	90080029	—	95080024	—	—	—
土浦市	80080039	81080038	82080037	89080030	88080031	87080032	83080036	85080034	86080033	90080037	90080037	—	—	—	—	—
古河市	80080047	81080046	82080045	89080048	88080049	87080040	83080044	85080042	86080041	90080045	90080045	—	—	—	92080043	92080043
石岡市	80080054	81080053	82080052	89080055	88080056	87080057	83080051	85080059	86080058	—	—	—	—	—	—	—
結城市	80080070	81080079	82080078	89080071	88080072	87080073	83080077	85080075	86080074	—	—	—	—	—	—	—
龍ヶ崎市	80080088	81080087	82080086	89080089	88080080	87080081	83080085	85080083	86080082	90080086	90080086	—	—	—	—	—
下妻市	80080104	81080103	82080102	89080105	88080106	87080107	83080101	85080109	86080108	—	—	—	—	—	—	—
常総市	80080112	81080111	82080110	89080113	88080114	87080115	83080119	85080117	86080116	90080110	90080110	—	—	—	92080118	—
常陸太田市	80080120	81080129	82080128	89080121	88080122	87080123	83080127	85080125	86080124	90080128	90080128	—	—	—	92080126	92080126
高萩市	80080146	81080145	82080144	89080147	88080148	87080149	83080143	85080141	86080140	90080144	90080144	—	—	—	—	—
北茨城市	80080153	81080152	82080151	89080154	88080155	87080156	83080150	85080158	86080157	—	—	—	—	—	—	—
取手市	80080179	81080178	82080177	89080170	88080171	87080172	83080176	85080174	86080173	90080177	—	—	—	—	—	—
那珂市	80080336	81080335	82080334	89080337	88080338	87080339	83080333	85080331	86080330	—	—	—	—	—	—	—
常陸大宮市	80080351	81080350	82080359	89080352	88080353	87080354	83080358	85080356	86080355	—	—	—	—	—	—	—
鹿嶋市	80080484	81080483	82080482	89080485	88080486	87080487	83080481	85080489	86080488	—	—	—	—	—	92080480	92080480
神栖市	80080492	81080491	82080490	89080493	88080494	87080495	83080499	85080497	86080496	90080490	90080490	—	—	—	92080498	92080498
潮来市	80080534	81080533	82080532	89080535	88080536	87080537	83080531	85080539	86080538	—	—	—	—	—	—	—
牛久市	80080591	81080590	82080599	89080592	88080593	87080594	83080598	85080596	86080595	90080599	90080599	—	—	—	—	—
守谷市	80080906	81080905	82080904	89080907	88080908	87080909	83080903	85080901	86080900	90080904	90080904	—	—	—	92080902	—
つくば市	80080930	81080939	82080938	89080931	88080932	87080933	83080937	85080935	86080934	90080938	—	—	—	—	—	—
ひたちなか市	80080948	81080947	82080946	89080949	88080940	87080941	83080945	85080943	86080942	—	—	—	—	—	—	—
稲敷市	80080963	81080962	82080961	89080964	88080965	87080966	83080960	85080968	86080967	90080961	90080961	—	—	—	92080969	92080969
坂東市	80080971	81080970	82080979	89080972	88080973	87080974	83080978	85080976	86080975	90080979	90080979	—	—	—	92080977	—
筑西市	80080989	81080988	82080987	89080980	88080981	87080982	83080986	85080984	86080983	90080987	90080987	—	—	—	—	—
かすみがうら市	80080997	81080996	82080995	89080998	88080999	87080990	83080994	85080992	86080991	—	—	—	—	—	—	—
行方市	80081003	81081002	82081001	89081004	88081005	87081006	83081000	85081008	86081007	—	—	—	—	—	—	—
桜川市	80081011	81081010	82081019	89081012	88081013	87081014	83081018	85081016	86081015	90081019	90081019	91081018	95081014	—	—	—
鉾田市	80081029	81081028	82081027	89081020	88081021	87081022	83081026	85081024	86081023	—	—	—	—	—	—	—
つくばみらい市	80081037	81081036	82081035	89081038	88081039	87081030	83081034	85081032	86081031	—	—	—	—	—	—	—
笠間市	80081045	81081044	82081043	89081046	88081047	87081048	83081042	85081040	86081049	—	—	—	—	—	92081041	—
小美玉市	80081052	81081051	82081050	89081053	88081054	87081055	83081059	85081057	86081056	—	—	—	—	—	—	—
茨城町	80080203	81080202	82080201	89080204	88080205	87080206	83080200	85080208	86080207	—	—	—	—	—	—	—
大洗町	80080278	81080277	82080276	89080279	88080270	87080271	83080275	85080273	86080272	90080276	90080276	—	95080271	—	—	—
城里町	80080955	81080954	82080953	89080956	88080957	87080958	83080952	85080950	86080959	90080953	90080953	—	—	—	92080951	92080951
東海村	80080328	81080327	82080326	89080329	88080320	87080321	83080325	85080323	86080322	90080326	90080326	—	95080321	—	92080324	92080324
大子町	80080427	81080426	82080425	89080428	88080429	87080420	83080424	85080422	86080421	90080425	90080425	—	—	96080429	92080423	92080423
美浦村	80080575	81080574	82080573	89080576	88080577	87080578	83080572	85080570	86080579	—	—	—	—	—	—	—
阿見町	80080583	81080582	82080581	89080584	88080585	87080586	83080580	85080588	86080587	90080581	90080581	—	—	—	92080589	—
河内町	80080625	81080624	82080623	89080626	88080627	87080628	83080622	85080620	86080629	—	—	—	—	—	—	—
八千代町	80080823	81080822	82080821	89080824	88080825	87080826	83080820	85080828	86080827	—	—	—	—	—	—	—
五霞町	80080864	81080863	82080862	89080865	88080866	87080867	83080861	85080869	86080868	—	—	—	—	—	—	—
境町	80080898	81080897	82080896	89080899	88080890	87080891	83080895	85080893	86080892	—	—	—	—	—	—	—
利根町	80080922	81080921	82080920	89080923	88080924	87080925	83080929	85080927	86080926	—	—	—	—	—	—	—

※市町村単独事業(マル福)は、県内の市町村が県の補助を受けて実施している医療福祉費支給制度において、所得制限により助成が受けられない方及び市町村独自に対象年齢を拡大して助成している制度です。

※平成22年10月1日より、県の医療福祉制度が変更となり、乳幼児について小学3年生終了まで対象拡大され「法別80」が新設されました。

これにあわせ、市町村単独事業で所得制限を撤廃した市町村においても同様に年齢を拡大して適用しておりますので、『医療福祉費受給者証』の確認をお願いいたします。

☆市町村単独事業につきましては、県内全ての市町村が実施しているわけではございませんのでご注意ください。

【お問合せ先】

〒310-0852 水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館内 茨城県国民健康保険団体連合会 電話029(301)1557(審査管理課直通)